

令和6年能登半島地震に伴う希望番号予約済証の取扱いについて  
(有効期間の延長)

新潟県内における希望番号のお申し込みの内、予約済証の有効期間が次の期間中のものにあっては有効期間を延長して取扱いを行いますので、この旨お知らせします。

○対象となるお申し込み

希望番号予約済証の有効期間が令和6年1月4日から令和6年5月1日までの間にあるもの

○延長後の有効期間（満了日）

令和6年5月2日まで

※ この取扱いについては、番号標再交付引換証、番号標交換引換証においても同様です。

令和6年1月

一般財団法人新潟県自動車標板協会